

# I. (一社)埼玉県 PTA 安全互助会のご案内

共済事業は、PTA 会員等が PTA 行事参加中に不慮の事故にあわれた場合に、幅広く補償を行うため、PTA 会員等のおケガの共済制度と法律上の賠償責任等に対するお見舞金制度を組み合わせた互助制度です。

**共済期間 通常加入:2023年4月1日午前0時~2024年3月31日午後12時(1年間)**  
**新規中途加入:2023年7月1日午前0時~2024年3月31日午後12時(9か月間)**  
**※新規中途加入は前年度加入していないPTAのみが対象**

## 1. 補償の概要

### (1) おケガの共済制度

PTA 会員等が日本国内において、所属する PTA 管理下<sup>※①</sup>にある PTA 行事に参加している間 (PTA が指定する集合、解散場所と自宅または職場との通常の経路の往復中を含みます) に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガを補償します。

ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合は補償の対象外です。

(補償対象の例)

- PTA 主催のバレーボール大会で高くジャンプしたところアキレス腱を切った。
- PTA 行事に参加するための所定の場所と自宅または本会が特に認めた主たる職場との通常の経路の往復中に駅の階段から転落し骨折した。

### (2) 賠償事故等のお見舞金制度

PTA 管理下<sup>※①</sup>にある PTA 活動遂行中に偶然に発生した次の事故において、PTA が法律上の責任を負担する場合に社会通念上妥当な範囲において、お見舞金<sup>※②</sup>をお支払いします。

- PTA 活動遂行中、他人の身体に傷害を与えた場合、または他人の財物を損壊した場合
- PTA が学校など第三者から借用したスポーツ用具や教育資材などの財物を PTA 会員や園児・児童・生徒が壊したり、紛失したり、盗難された場合

(補償対象の例)

- PTA 主催の野球大会で看板の設置が不十分であったため倒れ、他人がケガをした。
- PTA 主催のサッカー大会で学校から借用したサッカーゴールを運搬中に損傷させてしまった。

※① PTA 管理下とは、PTA の指揮、監督および指導下をいいます。

※② お見舞金は社会通念上妥当な範囲 (10 万円を限度) において、当会の規程に基づき決定し、お支払いします。

\* PTA・青少年教育団体共済法では、第三者に対しての賠償は補償の対象外となります。しかしながら社会通念上妥当な範囲において、10 万円以下のお見舞金給付については、保険業法の規制を受けるものではなく、実施することができます。

## 2. 補償対象者(被共済者)

- (1) 加入 PTA の全会員 (教職員会員も含みます)
- (2) 加入 PTA に在籍する園児・児童・生徒
- (3) PTA 会員の同居の親族 (未就学児も含みます)  
\* 別居の祖父母の方は会員代理で出席した場合に対象となります。
- (4) PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている方 (様式-2-A、B に記載されている方)  
\* PTA 活動に参加する PTA 会員以外のボランティア等を含みます。

### 3. 補償の対象となる PTA 行事・活動

(一社)埼玉県 PTA 安全互助会の互助制度では、PTA が企画・立案し、「主催または共催する行事」の活動中の事故を補償いたします。

※PTA 行事とは日本国内において PTA が企画・立案し主催または共催する行事で、PTA 総会、運営委員会など PTA 会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。つまり、総会・運営委員会等で活動計画として事前に承認・決定されている行事をいいます。

※「主催」・「共催」のみが補償の対象です。「後援」・「協力」等は対象ではありませんので、ご注意ください。

主催・共催	補償対象となる活動
(一社)埼玉県 PTA 安全互助会 埼玉県高等学校 PTA 連合会 埼玉県 PTA 連合会 さいたま市 PTA 協議会 埼玉県国公立幼稚園 PTA 連合会	総会・役員会・理事会・専門委員会等 各種研究、研修集会等
郡市町村 PTA 連合会 各地区 PTA 連絡協議会	総会・役員会・理事会・専門委員会等 各種研究、研修集会等
単位 PTA	総会・役員会・理事会・専門委員会等 学級・学年 PTA・単位 PTA 主催・共催の活動
上記以外	行政機関が実施する PTA との共催事業 県 P 等より上部機関の実施する各種業務 県 P 等・郡市町村 P・単 P の他団体との共催事業 県 P 等・郡市町村 P・単 P が機関決定し、会長の委嘱した業務 PTA 会長が認めた関連団体への出張

### 4. 補償の対象とならない PTA 行事・活動

- ◎ 総会・運営委員会等で活動計画として承認・決定されていない行事
  - ◎ PTA 以外の団体や機関が主催したもので、PTA が共催団体になっていない活動
  - ◎ 自動車の物損事故
  - ◎ 「子ども 110 番の家」等を利用し、その結果当該「子ども 110 番の家」等の家人に災害が発生した場合
- ※ただし、場合により当会規程お見舞金制度において給付することがあります。

## 5. お支払いする共済金の主な内容

### おケガの共済制度

日本国内において、被共済者が PTA 管理下において PTA 行事(行事に参加するための所定の場所と自宅または本会が特に認めた主たる職場との通常経路の往復を含みます)参加中に「急激かつ偶然な外来の事故」(以下「事故」といいます)によりケガ(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。以下同様とします)をされた場合に、下記の共済金をお支払いします。ただし、熱中症に関しては共済金ではなく、審査のうえお見舞金をお支払いする場合があります。

死亡共済金	被共済者(※)が PTA 行事中に事故によってその身体に被った傷害または生じた疾病により、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は死亡共済金をお支払いします。ただし、すでに後遺障害共済金をお支払いしている場合には、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害共済金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に所定の後遺障害が生じた場合には、その程度に応じて後遺障害共済金をお支払いします。
入院共済金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活ができなくなり、かつ、入院した場合には事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対して入院共済金をお支払いします。
通院共済金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ、通院した場合には事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対して通院共済金をお支払いします。

※被共済者:①加入 PTA 会員および加入 PTA に在籍する園児・児童・生徒 ②PTA 会員の同居の親族等  
③PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている方(様式-2-A, B に記載されている方)

## 6. 補償対象外となる主な場合

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合
- (2) 故意または重大な過失
- (3) 自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- (4) 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転
- (5) 脳疾患、疾病、心神喪失に起因する傷害
- (6) 妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- (7) 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(注)</sup>を除きます)、核燃料物質などによる事故
- (8) 頸(けい)部症候群(むちうち症)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- (9) 自動車、原動機付自転車などによる競技・競走・興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故
- (10) ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- (11) 地震、噴火または津波による事故 など

(注)テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

## 7. (一社)埼玉県 PTA 安全互助会互助制度の会費と補償内容

会費

通常加入
会費 100 円 (共済掛金 95 円 + 負担金 5 円)

新規中途加入
会費 90 円 (共済掛金 85 円 + 負担金 5 円)

補償内容

補 償 内 容				
共 済 掛 金	傷 害 給 付	死 亡 共 済 金		250 万円
		後 遺 障 害 共 済 金		10～200 万円
		入 院 共 済 金		4,000 円(1 日目から)
		通 院 共 済 金	医 師 に よ る も の	
既定の条件(※)を満たした柔道整復師法に定める柔道整復師(接骨院・整骨院)によるもの			1,500 円(1 日目から)	
負 担 金	疾 病 給 付	死 亡 共 済 金		100 万円
	賠 償 責 任 等	見舞金(審査会の審査による)		社会通念上 10 万円まで
		手術見舞金(審査会の審査による)		2 万円まで

※既定の条件とは…1.柔道整復師の施術所への通院が医師の指示によるものであること。

2.通院期間が1か月を超える場合は1か月につき1回以上は医師の診断を受けていること。

共済金をお支払いする主な場合

死 亡 共 済 金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に被った傷害または生じた疾病により、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は死亡共済金をお支払いします。ただし、すでに後遺障害共済金をお支払いしている場合には、その金額を差し引いてお支払いします。
後 遺 障 害 共 済 金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に所定の後遺障害が生じた場合には、その程度に応じて後遺障害共済金をお支払いします。
入 院 共 済 金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活ができなくなり、かつ、入院した場合には事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対して入院共済金をお支払いします。
通 院 共 済 金	被共済者が PTA 行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ、通院した場合には事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対して通院共済金をお支払いします。また、規程の要件を満たした柔道整復師の通院の場合は、通院共済金日額の 60%をお支払いします。 ただし、入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては通院共済金を支払いません。

\*共済金のお支払い額が 10 万円以上の場合(通院 40 日以上、入院 25 日以上など)は、診察をしていただいた医療機関での証明書が必要となります。その際の証明書代はご本人様(当事者様)のご負担となります(原本を他に使用する場合はコピーでも差し支えありません)。